



(様式第1号)

受付番号	江議第 号
受付日	平成 27年 12月 9 日
送付日	平成 27年 12月 10 日
答弁期日	平成 27年 12月 25 日
答弁受理日	平成 27年 12月 25 日

江田島市議会 山根 啓志 様

会派名 政友会
質問者氏名 酒永 光志



文書質問書

江田島市議会基本条例第7号第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

[質問項目及び質問の内容]

(1) 質問項目

過疎対策の取り組みについて

(2) 質問の要旨

①平成22年4月に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、新しく過疎対策事業債のソフト事業への拡充や対象施設の追加がなされている。過疎地域自立促進特別事業として、集落の維持・活性化、生活交通の確保、人材の育成確保、地方債を財源とする幅広い「ソフト事業」に対する支援が強化されている。

平成22年の法改正後、本市の過疎対策事業債を活用したソフト事業の取り組みを伺う。

②この特別対策事業の中には、ソフト事業に対する支援として、過疎対策事業債を活用した基金の積み立てもできるとされていると思うが、本市においてその考えはなかったのか伺う。

③本市には過疎地域特有の課題が山積されているが、その中で、地域づくり、鳥獣被害対策、地方バス路線、海上交通対策、民泊事業等々、過疎債が活用できれば財源的にも思い切った取り組みができると考えるが、市の考えを伺う。



写

平成27年12月17日

江田島市議会議長 山根啓志様

江田島市長 田中達美
(担当部局: 総務部・企画部)



文書質問答弁書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく、酒永光志議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

過疎対策の取り組みについて

(2) 答弁内容

①本市の過疎対策事業債を活用したソフト事業の取り組みについて

「江田島市過疎地域自立促進計画書」においては、過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト事業)を活用する取り組みとして、次の4事業を計上しております。

事業名	内容
江田島市公共交通協議会負担金事業	公共交通協議会による公共交通の利用促進等に関する取組
デジタル・デバイド解消事業	プロードバンド導入が困難な地域に対する情報格差の解消
学校再編・通学支援事業	学校再編等に伴うスクールバスの運行及び定期補助
まちづくり推進事業	まちづくり協議会や自治会・女性会への補助

毎年の財政状況や公債費残高等を踏まえ検討した結果、これまで、上記のうち「江田島市公共交通協議会負担金事業」「学校再編・通学支援事業」について、財源としてソフト債を充当しており、金額としては、平成22年度から平成26年度までの5年間において、実績額ベースで約2億4千万の総事業費に対し、約2億3千万円の借り入れを行っております。(概ね単年約5千万円の借り入れ)



②過疎対策事業債を活用した基金の積み立てについて

本市においては、「市民の連携強化と地域振興のための事業」に充当することを目的とした「地域振興基金」が約23億円あり、過疎対策事業債による基金積み立ての必要性が高くないと判断したため、各種財政指標に影響を及ぼし、公債費残高の増加を招く基金積み立てを行っておりません。

今後は、地域振興基金の状況等を鑑みつつ、その必要性が生じた際は、過疎対策事業債による基金造成について検討していきたいと考えています。

③地域づくり、鳥獣被害対策、地方バス路線、海上交通対策、民泊事業等々への過疎対策事業債の活用について

ソフト事業には、毎年、各自治体の財政力指数などに基づく配分枠の設定があり、江田島市においては、約1億5千万円がその上限となります。また、ハード事業への充当についても、近年は、要望額に対する配分が9割程度となっていることから、過疎対策事業債の充当範囲には限りがあり、必ずしも希望どおりに活用できないという状況にあります。

しかしながら、過疎対策事業債は、充当率や交付税措置といった条件が、他の地方債と比較して有利な起債といえますので、財政規律の観点も踏まえつつも、「江田島市過疎地域自立促進計画書」の改定作業において充当事業の検討を行ったうえで、積極的な活用を図つてまいりたいと考えております。